

福島県イノシシ管理計画  
(第4期)

(策定：令和6年3月)

福島県

## － 目次 －

<b>1 計画策定の背景と目的</b>	・・・	1
(1) 背景		
(2) 目的		
<b>2 管理すべき鳥獣の種類</b>	・・・	1
<b>3 計画の期間</b>	・・・	1
<b>4 管理が行われるべき区域</b>	・・・	2
<b>5 本県における現状</b>	・・・	2
(1) 分布の変遷	・・・	2
(2) 被害	・・・	3
(3) 捕獲の推移	・・・	5
(4) 捕獲体制の変化	・・・	6
(5) 豚熱の感染状況	・・・	8
<b>6 前期計画の評価と課題</b>	・・・	8
(1) 前期計画の期間	・・・	8
(2) 前期計画の目標	・・・	8
(3) 前期計画の評価	・・・	9
(4) 成果と課題	・・・	11
<b>7 管理の目標</b>	・・・	12
<b>8 目標を達成するための施策の基本的な考え方</b>	・・・	13
(1) 情報管理	・・・	14
(2) 生息環境管理	・・・	15
(3) 被害防除対策	・・・	16
(4) 個体群管理	・・・	17
(5) 人材育成	・・・	19
<b>9 エリアごとの対策</b>	・・・	19
<b>10 計画の実施体制</b>	・・・	20
(1) イノシシの管理に関する関係機関の主な役割	・・・	20
<b>11 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応</b>	・・・	22
<b>12 その他イノシシ管理のために必要な事項</b>	・・・	22
(1) 錯誤捕獲の防止	・・・	22
(2) 箱わなの推進	・・・	23
(3) 鳥獣保護区における捕獲	・・・	23
(4) 狩猟期間の延長に伴う事故・違反の防止	・・・	23
(5) 捕獲個体の適切な処分	・・・	23
(6) 関係者との連携による市街地出没時の対応	・・・	23

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 背景

全国的にイノシシが分布を拡大する中で、本県では、従来見られなかった阿武隈川以西の地域で生息が報告されるようになったこと（生息域の拡大）、捕獲数が増加してきたことから、特定鳥獣保護管理計画<sup>1</sup>（以下、「特定計画」という。）として、平成22年度に「イノシシの管理を進めることにより、イノシシ個体群の安定的な存続を図りつつ農業被害を低減すること」を目的とし、福島県イノシシ保護管理計画(第1期)を策定した。

農業被害だけでなく、生活環境被害も増加してきたため、平成27年度に「イノシシの管理を進めることにより、イノシシ個体群の安定的な存続を図りつつ農業被害及び生活環境被害を低減すること」を新たな目的として、福島県イノシシ管理計画(第2期)を策定し、対策を講じたところであるが、イノシシの目撃情報などが依然として多い状況であったため、1年前倒して平成31年度に福島県イノシシ管理計画(第3期)(以下、「第3期計画」または「前期計画」という。)を策定した。

第3期計画では「イノシシの管理を進めることにより、イノシシによる人身被害の防止と生活環境被害及び農業被害の低減を図ること」を目的に『イノシシの個体数を抑制』しつつ、人の生活圏からの『すみ分け』を図る』ことを目標とし、「捕獲」と「生息環境管理」、「被害防除」の3つを地域の実情に応じて総合的に組み合わせて対策を進めてきたところである。

これまでの捕獲圧<sup>2</sup>の強化や、令和2年から県内全域へと徐々に感染が拡大した豚熱<sup>3</sup>等の影響により、捕獲数・農業被害金額は令和3～4年度と減少したものの、いまだに県内の鳥獣による農業被害のうち約4割をイノシシが占め、市街地への出没や人身被害も発生していることなどから、今般福島県イノシシ管理計画(第4期)を策定し、市町村や関係団体、狩猟者及び県民等の各主体がイノシシの管理への取組を実施する際の方針を示す。

### (2) 目的

イノシシの管理を進めることにより、イノシシによる人身被害の防止と生活環境被害及び農業被害の低減を図ることを目的とする。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

## 3 計画の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5カ年）

<sup>1</sup> 専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら、科学的で計画的な鳥獣の保護又は管理に係る中長期的な目標や対策を設定するもの。福島県では、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル、カワウを第二種特定鳥獣(その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣)とし、第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

<sup>2</sup> 捕獲によって野生鳥獣に対して与える圧力(影響)のこと。

<sup>3</sup> 豚熱ウイルスにより起こるブタ、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。

## 4 管理が行われるべき区域

県内全域

## 5 本県における現状

### (1) 分布の変遷

環境省が実施した第2回自然環境保全基礎調査（動植物分布調査報告書）では、イノシシは一般的に農耕地と樹林帯が混在する里山的な地形を好むとされており、その生息分布を制限している要因としては、昭和55年頃のイノシシの生息分布図の解析より、①積雪条件（積雪深30cm以上が70日以上）、②土地利用条件（森林面積率が40%以下）、の2つが挙げられてきた。また、昭和56年当時の県内のイノシシの生息状況は、阿武隈川以東の阿武隈山系のほぼ全域となっており、阿武隈川以西においては報告されていない。このことは第4回（平成5年）、第5回（平成14年）調査においてもほぼ同様であった。しかし、第6回（平成16年）の調査以降、阿武隈川以西の地域で局所的に生息が報告されるようになり、イノシシの生息域が拡大したことが分かる（図1、2）。※資料編1(1)参照

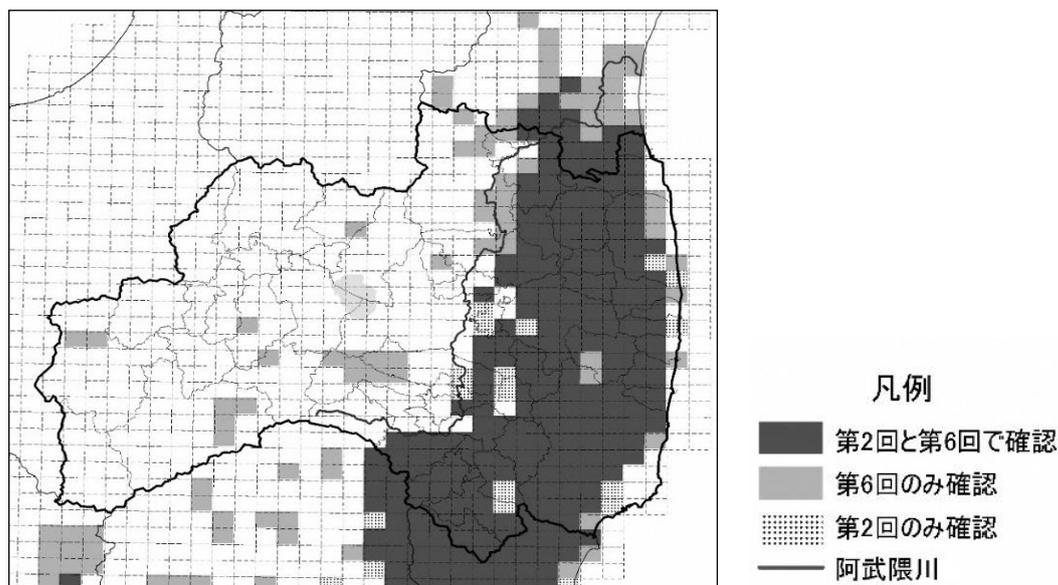


図1 イノシシ生息状況（環境省 自然環境保全基礎調査）

平成23年3月の福島第一原子力発電所事故(以下、「原発事故」という。)以降、帰還困難区域の設定などにより、イノシシにとって生息しやすい環境が生まれ、加えて国よりイノシシの摂取制限等の指示がされたことが狩猟者の捕獲意欲の減退につながり、結果として捕獲圧の低下を招いた。※資料編3参照

さらに温暖化による降雪量の減少や遊休農地の増加、人口減少などのさまざまな影響を受け、ここ10年ほどで生息域を一気に拡大し、現在では県内のほぼ全域で生息が確認されるようになった。※資料編1(2)~(5)参照

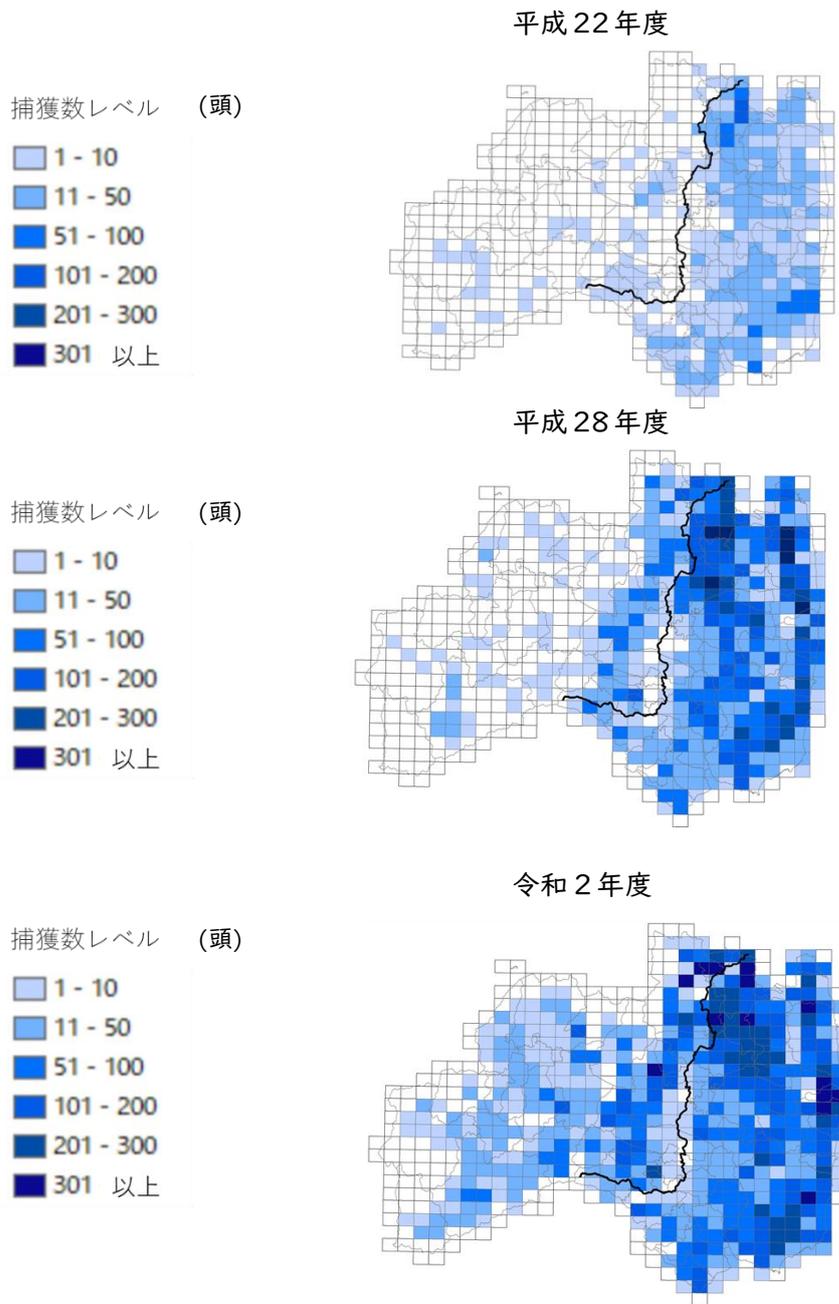


図2 イノシシ捕獲数のメッシュ分布図 (メッシュ：5 km×5 km)

## (2) 被害

農業被害面積は平成26年度から平成29年度まで減少したが、その後令和2年度まではゆるやかな増加傾向にあった。

農業被害金額は年度によって増減を繰り返していたが、平成31年度、令和2年度には1億円を超えるなど、被害がかなり深刻化していた(図3)。

しかし、令和3年度、令和4年度はこれまでの対策の効果に加え、豚熱の影響等もあり農業被害面積・農業被害金額ともに減少に転じた。

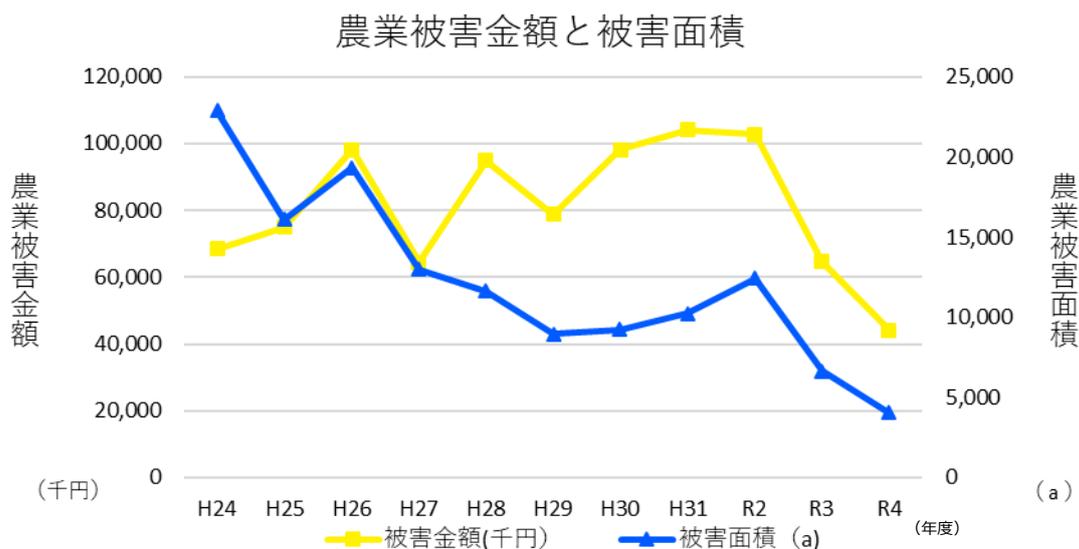


図3 イノシシによる農業被害の推移 (県農林水産部集計値)

※H22以降は一部市町村において被害調査不能

表1は令和4年度における獣類別農業被害であるが、イノシシは被害面積で獣類全体の62.0%、被害金額では獣類全体の48.7%と高い割合を占めている。また、表2は令和4年度における農作物別のイノシシ被害であるが、稲が被害面積及び被害金額ともに最も大きくなっている。

表1 令和4年度獣類別農業被害 (県農林水産部集計値)

獣類名	被害面積(a)		被害金額 (千円)	
イノシシ	4,041	62.0%	44,043	48.7%
ハクビシン	265	4.1%	8,398	9.3%
ニホンザル	1,051	16.1%	24,628	27.2%
ニホンジカ	825	12.7%	8,126	9.0%
ツキノワグマ	294	4.5%	3,731	4.1%
その他獣類	37	0.6%	1,537	1.7%
合計	6,513	100%	90,463	100%

表2 令和4年度農作物別イノシシ被害 (県農林水産部集計値)

農作物名	被害面積 (a)		被害金額 (千円)	
稲	2,552	63.2%	27,294	62.0%
雑穀	244	6.0%	315	0.7%
果樹	42	1.0%	2,334	5.3%
飼料作物	216	5.3%	916	2.1%
野菜	429	10.6%	4,691	10.6%
いも類	483	12.0%	8,365	19.0%
その他	75	1.9%	128	0.3%
合計	4,041	100%	44,043	100%

市街地での目撃も多く報告されており、生活環境被害として、家周辺や田畑の畦畔等の掘り返し、自動車等での交通事故のほか、令和2年度には1件、令和3年度には4件の人身被害が発生している（表3）。※資料編4(4)参照

表3 人身被害件数（H31～R4）

年度	H31	R2	R3	R4
人身被害件数	0件	1件	4件	0件
(被害者数)	(0人)	(1人)	(6人)	(0人)

### (3) 捕獲の推移

県内におけるイノシシ捕獲は、以前は狩猟が主だったが、原発事故以降、国より摂取制限等の指示がされたことにより捕獲意欲が減退、さらにイノシシの生息環境の変化等により、被害を起こす個体が増加したため、平成25年度以降は有害捕獲<sup>4</sup>等が狩猟を大きく上回るようになった。

平成27年度から、指定管理鳥獣捕獲等事業<sup>5</sup>を活用した県による捕獲を開始したことにより、年によって増減はあるものの、捕獲頭数を大幅に伸ばしてきた。特に令和2年度は、第3期計画における年間捕獲目標頭数（25,000頭）を大きく超え、過去最多となる35,698頭を捕獲した（図4、表4）。

しかし、令和3年度、令和4年度と捕獲頭数が一気に減少に転じた。要因としてはこれまでの捕獲圧の強化に加え、令和2年9月に会津若松市内において野生イノシシへの豚熱感染が確認されて以降、県内全域へと徐々に豚熱が広がったことなどが考えられる。 ※資料編2参照

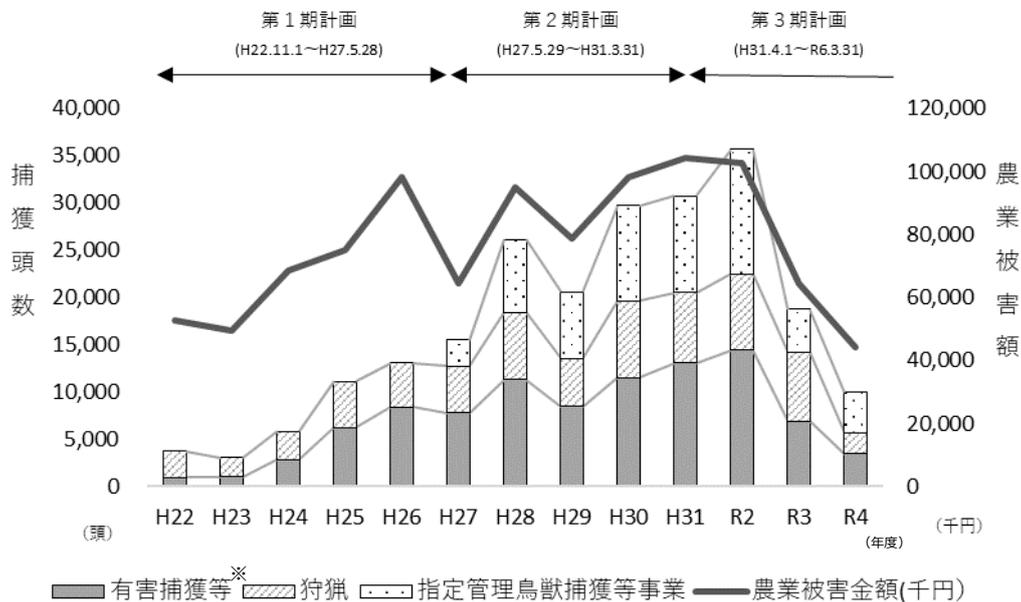


図4 イノシシ捕獲数と農業被害額の推移（H22～R4）

※有害捕獲等には個体数調整捕獲<sup>6</sup>を含む（表4も同じ）。

<sup>4</sup> 農林業または生活環境被害等が生じている又はそのおそれがある場合に許可を得て行う捕獲のこと。

<sup>5</sup> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で創設された、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣：ニホンジカ及びイノシシ）について、都道府県又は国の機関等が捕獲等をする事業。

<sup>6</sup> 被害発生の有無にかかわらず個体数の適正管理を目的に、個体数を調整するために捕獲すること。個体数の調整を希望する市町村が、捕獲を含む対策の実施計画を策定して県と協議した場合のみ実施可能。

表4 イノシシ捕獲数（H22～R4）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
有害捕獲等	931	1,010	2,876	6,259	8,423	7,815	11,270	8,432	11,521	13,086	14,420	6,882	3,441
狩猟	2,805	2,011	2,948	4,828	4,671	4,929	7,114	5,086	8,079	7,447	8,051	7,348	2,244
指定管理鳥獣 捕獲等事業	-	-	-	-	-	2,723	7,746	7,085	10,127	10,205	13,227	4,537	4,249
合計 (頭数)	3,736	3,021	5,824	11,087	13,094	15,467	26,130	20,603	29,727	30,738	35,698	18,767	9,934

#### (4) 捕獲体制の変化

##### ア 狩猟者の状況

県内における狩猟免許所持者数の年代別の推移を見ると、平成10年度時点で約35%だった60歳以上の割合が、平成25年度には70%に達し、以降ほぼ横ばいの状況が続いており、うち80歳以上の割合は微増傾向にある。

一方で、近年は若手狩猟者確保に向けた対策の効果もあり、39歳以下の割合が微増している（図5）。

また、県内における狩猟者登録件数は、平成10年度は8,000件程度であったが、以降減少傾向が続き、原発事故発生直後の平成23年度には3,328件まで大きく減少した。その後はゆるやかな増加となり、令和4年度には4,223件となっている（図6）。

狩猟免許の種類別に狩猟者登録件数の推移を見ると、銃猟の免許については減少傾向にあるものの、わな猟の免許については増加傾向にある（図7）。これは農業被害対策としてわな猟を実施する人が増えていることなどが要因と考えられる。

※資料編2(2)～(4)参照

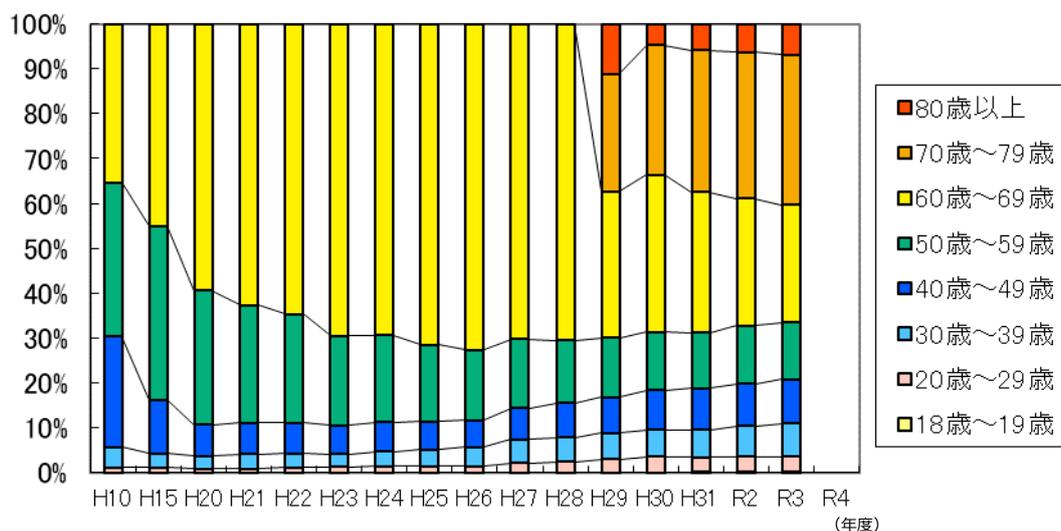


図5 年代別狩猟免許所持者の割合の推移

※平成27年度より網・わな免許の取得年齢引き下げにより18～19歳の区分が追加。

平成29年度より60歳以上を60～69歳、70～79歳、80歳以上の3区分に分割。

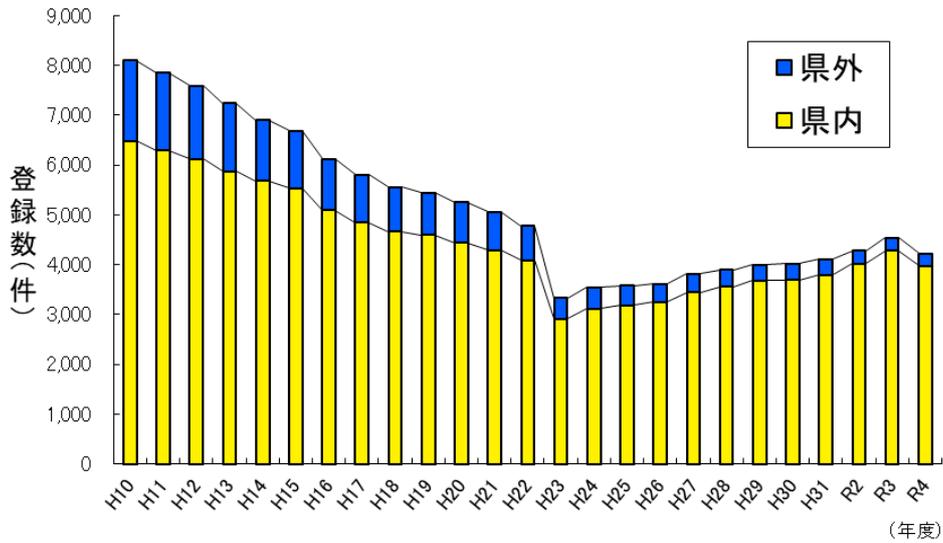


図6 狩猟者登録件数の推移

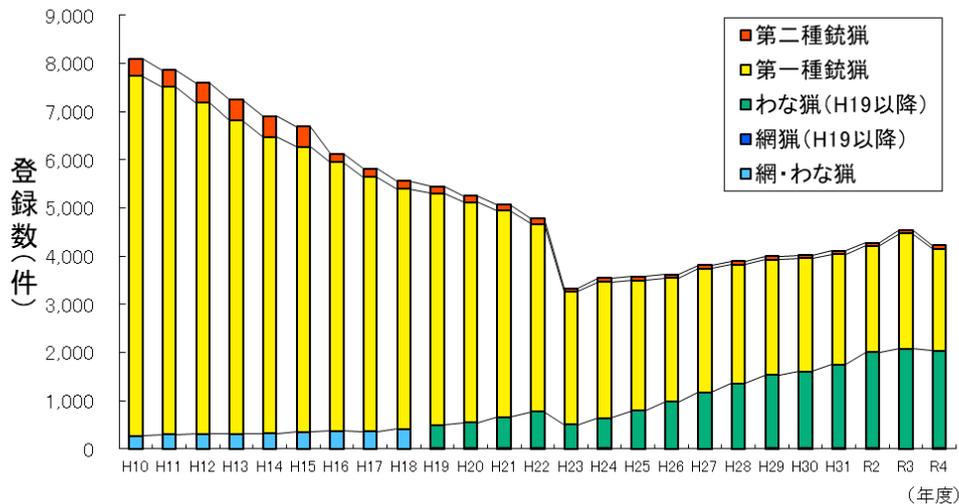


図7 種類別狩猟者登録件数の推移

### イ 捕獲隊・鳥獣被害対策実施隊等による捕獲の実施

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）」に基づく被害防止計画<sup>7</sup>を作成し、捕獲隊・鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対して必要な支援措置があることから、本県内の市町村でも積極的に活用し捕獲者の人材確保に努めている。

### ウ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

平成26年の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護管理法」という。）」の改正により、新たな捕獲の担い手として認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入され、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効果的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を

<sup>7</sup> 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が作成する被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針に即して、単独で又は共同して定める計画のこと。



どまらず、二次的な交通事故につながる危険性がある。

また、全国的に市街地にイノシシが出没して人に襲いかかる人身被害が増えており、死亡事故の発生も見られている。さらにイノシシの身体についてダニにより、家畜、ペット、人に感染する人獣共通感染症といった被害についても未然に防ぐ必要があり、そのためにも、人の生活圏にイノシシが侵入しないよう、予防的な対策を前提とした空間的排除（すみ分け）を目指した。

### (3) 前期計画の評価

#### ア イノシシの個体数抑制

平成31年度は30,000頭、令和2年度は過去最大となる35,000頭を超えるイノシシを捕獲するなど、捕獲の強化を行った。さらに、令和2年9月以降、豚熱が徐々に県内全域へと拡大したこともあり、令和3年度、令和4年度と捕獲数は減少、農業被害金額も減少に転じた（図9）。

令和3年度から実施している市町村担当者へのアンケート結果でも、ほとんどの市町村で目撃・痕跡数が減少していることから、地域差はあるものの、県全体としてみればイノシシの個体数は抑制されたと考えられる（表5、図10、図11）。

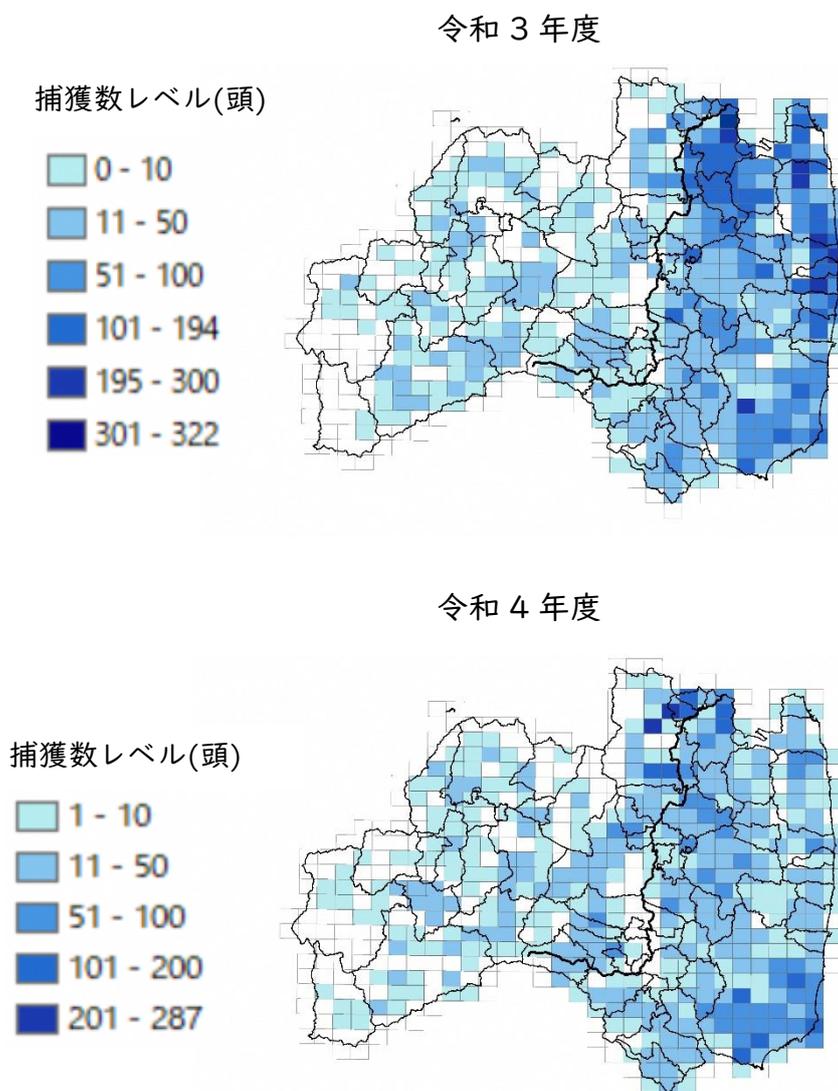


図9 令和3年度と令和4年度のイノシシ捕獲数のメッシュ分布図（メッシュ：5km×5km）

表5 市町村アンケート結果 令和2年度と令和5年度の比較\_実数(令和5年8月1日時点)

59/59市町村回答

	とても増えた	少し増えた	変わらない	少し減った	とても減った	被害なし	その他※
捕獲数	0	2	1	9	46	1	0
目撃・痕跡数	0	3	7	11	36	1	1
農業等被害 (被害面積等)	0	2	10	18	28	1	0

※ 「その他」とは、「住民の認知向上のため目撃数はとても増えたが、被害防除対策の普及のため痕跡数はとても減った(喜多方市回答)」である。

とても増えた	
少し増えた	
変わらない	
少し減った	
とても減った	
被害なし・その他	

※湯川村：イノシシ被害なし

※喜多方市：住民の認知向上のため目撃数は「とても増えた」、被害防除対策の普及のため痕跡数は「とても減った」

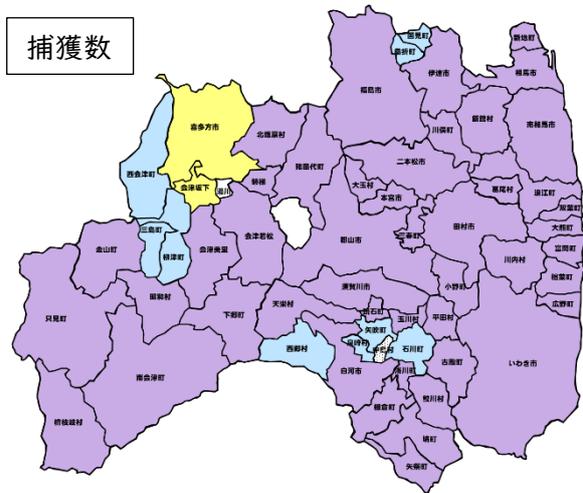


図10 市町村アンケート結果 令和2年度と令和5年度の比較結果マップ

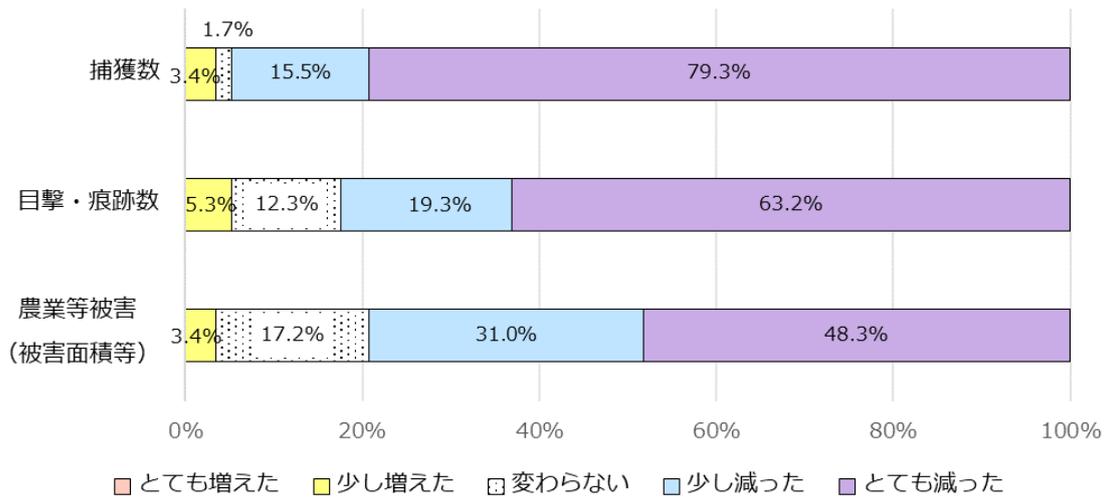


図 11 市町村アンケート結果 令和 2 年度と令和 5 年度の比較\_割合(令和 5 年 8 月 1 日時点)  
※被害なし・その他を除く。

### イ 人の生活圏からのすみ分け

平成 31 年度、令和 2 年度においては、イノシシによる農業被害金額が 1 億円を超えるなど、イノシシによる被害が増加した(図 3)。しかし、個体数が抑制されたこと(前記(3)ア)や、加害個体の捕獲、侵入防止柵の設置推進、緩衝帯の整備等(後記(4)ア)により、令和 3 年度、令和 4 年度と農業被害が減少した。

しかし、いまだに県内の獣類による農業被害のうち約 5 割をイノシシが占めており(表 1)、市街地への出没や人身被害も発生していることから、人の生活圏からすみ分けができたとは言い切れない。

## (4) 成果と課題

### ア 成果

イノシシが県内全域へと生息域を拡大していく中で、市町村や捕獲者の努力により年間 30,000 頭を超える個体を捕獲できる体制をつくることのできたことは非常に大きな成果である。

また、表 6 及び表 7 を見ても分かるとおり、被害防除対策、緩衝帯整備も着実に進んできている。

表 6 補助事業を活用した電気柵等の整備状況

整備延長距離  
(単位: km)

	H 31	R 2	R 3	R 4	合計
電気柵	530	576	618	415	2,139
物理柵 (ワイヤーメッシュ等)	103	191	197	142	633
計	633	767	815	557	2,772

表7 里山林整備事業<sup>8</sup>実績（H28～R4）

	実績件数	実績面積※		補助額
H28	34件 (13市町村)	55ha	〔 緩衝帯整備：30ha 景観整備：25ha 〕	19,200千円
H29	30件 (15市町村)	51ha	〔 緩衝帯整備：29ha 景観整備：22ha 〕	19,200千円
H30	43件 (20市町村)	80ha	〔 緩衝帯整備：49ha 景観整備：16ha 危険木整理：15ha 〕	30,987千円
H31	48件 (14市町村)	80ha	〔 緩衝帯整備：64ha 景観整備：10ha 危険木整理：6ha 〕	30,820千円
R2	51件 (12市町村)	90ha	〔 緩衝帯整備：59ha 景観整備：28ha 危険木整理：2ha 〕	35,585千円
R3	60件 (12市町村)	111ha	〔 緩衝帯整備：85ha 景観整備：27ha 〕	44,005千円
R4	60件 (13市町村)	112ha	〔 緩衝帯整備：101ha 景観整備：33ha 危険木整理：5ha 〕	44,779千円

※事業別実施面積には一部重複あり。

## イ 課題

豚熱の感染確認時期は地域によってばらつきがあるため、それぞれの地域の状況に合わせた対策を考えていく必要がある。

また、豚熱の影響もあり現在農業被害は落ち着いている状況にあるが、本県より先に豚熱感染が確認された他県の状況を鑑みると、今後イノシシの生息数は徐々に回復してくる可能性が高い。さらに、温暖化による降雪量の減少や遊休農地の増加、人口減少の状況から、イノシシの個体数がまた増加に転じることが予想されるため、今後の動向に注視していく必要がある。

増加幅をできる限り抑えるためには、これまでの体制、取組以上に地域の状況に合わせた効果的な対策を行う必要があり、かつ捕獲者の高齢化が進んでいることから捕獲体制の維持・強化も急務である。

## 7 管理の目標

地域の状況に合わせた順応的な管理<sup>9</sup>により、イノシシ生息数の低密度化及び人の生活圏からの「すみ分け」を推進し、イノシシによる農業被害金額の減少と人身被害の防止を図る。

- 主な指標
- ・ 農業被害金額の減少（令和10年度目標 62,000千円以下※）
  - ・ 人身被害件数0件
  - ・ 目撃頻度の減少（アンケートによる）
  - ・ 掘り返し被害の減少（アンケートによる）

※年次変動が大きい場合、単年度のみではなく、安定的に被害額を抑えられたかを判断指標とする。

<sup>8</sup> 地域住民が自発的に行う身近な里山林（森林）の整備に必要な道具の購入や、安全に作業を行うための講習会受講費用などを助成する、福島県森林環境税を活用した事業。

<sup>9</sup> イノシシを始めとする野生鳥獣管理においては、不確実性を伴うことを考慮する必要があることから、モニタリングを行い、目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえ、次期計画を作成するPDCAサイクルを管理の基本とする。

## 8 目標を達成するための施策の基本的な考え方

イノシシの管理にあたっては、まず状況を把握し、その状況に合わせた対策を実施していくことが重要である。そのため、モニタリングによる情報収集を強化し、対策の効果検証を行いながら、軌道修正を図っていかなくてはならない（順応的な管理の実施）。

また、本計画の目的である「イノシシによる人身被害の防止と生活環境被害及び農業被害の低減を図る」ためには、「生息環境管理」「被害防除対策」「個体群管理」の3つを総合的に組み合わせ、人の生活圏にイノシシが入ってこないよう防除対策を行いながら、入り込んでしまった個体を排除していくことが重要である（図12）。

対策の実施は、個人個人が実施することはもちろんだが、広域で連携をしたほうが効率的な場合もあることから、地域の被害状況によっては地域ぐるみでの対策を検討することも必要である（表8）。さらに、各種対策の進み具合や捕獲体制、豚熱感染の有無や感染時期なども考慮しながら、限られた労力でどこまでを守る範囲とするか、自分たちの力でどこまで対策を継続することができるかを地域毎に検討し、地域にあった対策を推進していかなければならない。

以上を踏まえ、今期計画では、「情報管理」「生息環境管理」「被害防除対策」「個体群管理（捕獲）」「人材育成」の5つを柱とし、地域の状況に合わせた対策を講じていくことで目標達成を目指す（図13）。※資料編6、7参照



図12 地域における対策の実施イメージ図

表8 実施できる対策の例

実施範囲	対策の内容
個人単位	自己所有地周辺の刈り払い・侵入防止柵の設置 生ゴミや放任果樹等の適正処分 加害個体の捕獲※ ※許可を得て捕獲する場合 <sup>10</sup> または農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いて捕獲する場合 <sup>11</sup>
集落単位	集落周辺の刈り払い・集落を囲う侵入防止柵の設置 林縁部や遊休農地等の緩衝帯整備 集落内での出没情報の共有 集落内での捕獲体制づくり
学校区や旧村など 広域な単位等	広域柵の設置 地域内での捕獲体制づくり

<sup>10</sup> 狩猟免許を所持する被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼を受けた狩猟免許を所持する者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）が捕獲許可を受けた場合。

<sup>11</sup> 「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」Ⅲ第四2-3（2）ア3）による。

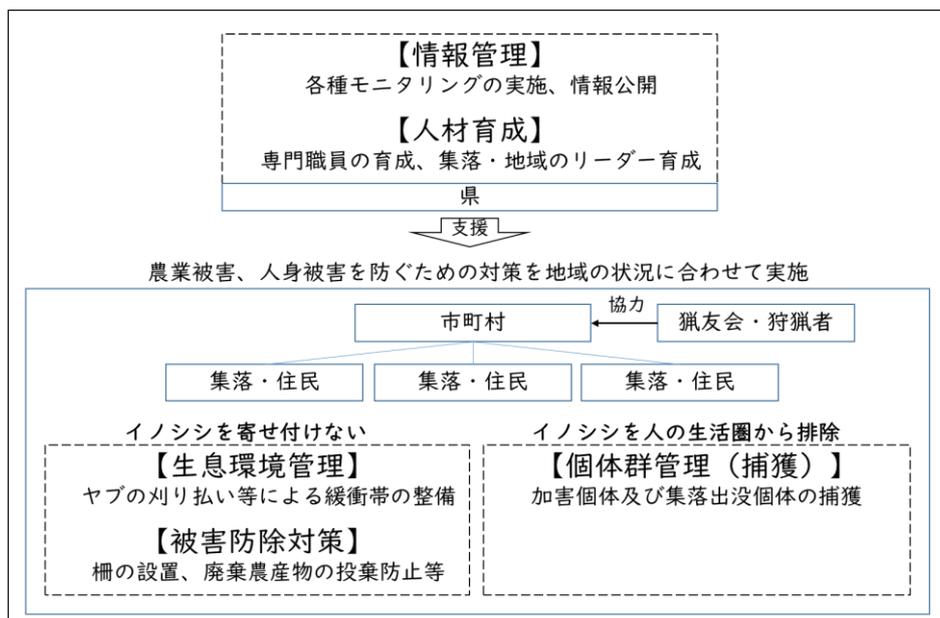


図 13 対策の実施イメージ図

## (I) 情報管理

### ア モニタリング

地域毎の状況に合わせた科学的・計画的な管理を進めるため、県と市町村は協力してモニタリングを行う。その結果を評価し、被害対策等に活用するとともに、必要に応じて計画等の見直しに活用するなど、順応的な管理を実施する。

#### (ア) 生息状況調査

県内のイノシシ生息状況を把握するため、掘り返し、ぬたば、採食痕、足跡等の痕跡調査を実施する。※資料編5参照

#### (イ) 捕獲情報等のデータ収集

イノシシを捕獲することは、捕獲位置情報や獲った個体の情報(成獣、幼獣、雌雄)、さらには捕獲にかけた努力量あたりの捕獲数(CPUE)あるいは目撃数(SPUE)など、イノシシの生息密度を知るために必要な情報を取得することにもつながる。

イノシシ管理を効果的に推進するため、また、生息数推定の精度の向上を図るため、県では、こうした捕獲情報等のデータの収集を強化していく。また、豚熱の感染状況について引き続きモニタリングを実施していく。

#### (ウ) アンケート調査(市町村・地区区長等)

市町村担当者を対象としたイノシシの捕獲等についてのアンケート調査を年2回程度実施する。また、地区区長等を対象としたイノシシによる被害状況、対策状況等についてのアンケート調査(集落アンケート)を、計画見直しのタイミングに合わせて実施し、目標達成を判断する指標の一つとして活用する。※資料編4参照

#### (エ) ヒアリング調査

市町村担当者や実施隊員等へ被害状況や対策状況についてのヒアリングを適宜実施する。

(オ) 対策実施状況の把握

捕獲情報だけでなく、緩衝帯整備状況や侵入防止柵の設置情報、住民向けの研修会の実施など、イノシシ対策として実施した取組の情報を広く収集する。

(カ) モニタリングの実施体制

モニタリング調査は原則毎年度実施し、福島県野生鳥獣保護管理検討会<sup>12</sup>（事項別検討会（イノシシ））（以下、「保護管理検討会」という。）において計画を評価・検証し、年度別実施計画の作成を行う（PDCA サイクルの確立）。必要があれば管理計画の一部変更や見直しを行う。

また、市町村においては、住民や集落から得られたイノシシに関する生息情報を基に、定期的に対策を評価し、目標等を見直すものとする（図14）。

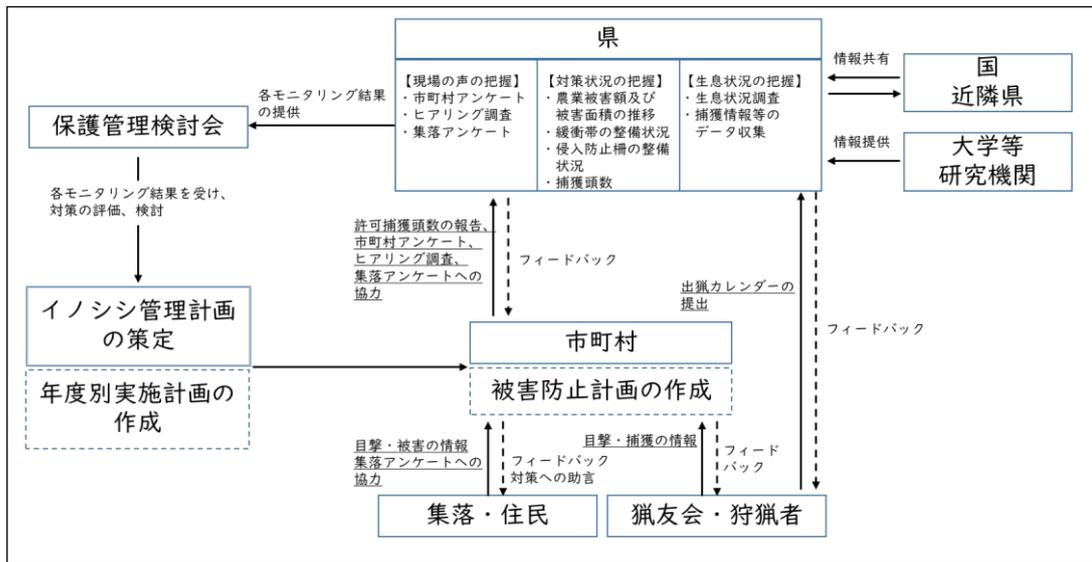


図14 モニタリング調査及び対策評価の実施体制図

イ 市町村・狩猟者への情報提供

地域毎の対策に活かすため、上記アの結果を地図上に落とし込む等により見える化し、市町村や狩猟者がそれぞれ活用しやすい形式で共有する。市町村及び狩猟者は、情報を基に対策方針や狩猟場所等の検討を行う。

ウ 年度別実施計画の作成

各施策の実施結果をモニタリング結果から評価・分析し、状況に合わせた実施計画を毎年作成する。特に、豚熱の影響については、感染時期に応じたエリア分けを行い、エリア毎に対策を検討する。

(2) 生息環境管理

ア 緩衝帯整備

緩衝帯整備とは、人の生活圏である住宅地や農地と、イノシシの本来の生息地との境界をできるだけ明確にするため、対策の効果的な場所を特定し、ヤブの刈り払いや森林の除間伐・枝払い等を強化して、人の生活圏内へのイノシシの侵入を予防するも

<sup>12</sup> 本県における人と野生鳥獣（ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカをいう。）との共生を目的とし、野生鳥獣の地域個体群の長期的な保護管理の施策を検討する学識経験者及び県の職員等により構成する検討会。

のである。

また、効果的な場所の特定には、捕獲場所のデータや集落環境診断<sup>13</sup>の結果、モニタリング結果等を活用する。中でも、集落周辺や河川敷等に放置された竹林は、タケノコが餌となるほか、姿を隠すには好条件であるため、イノシシが定着する要因となるだけでなく、繁殖場所として生息数増加にもつながることから利用状況の把握に努め、必要のない竹林は積極的に伐採・除去等の整備を推進する。

緩衝帯整備は、侵入防止柵等の設置と併せて実施することで、柵の見回りや補修等がしやすくなる。さらに見通しがよくなることで、捕獲を行う際の安全が確保され、かつ効率的に作業が実施できるようになることから、対策の基盤と位置づけて推進する。

なお、環境整備にあたっては、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金や森林整備に係る事業等の活用を図りながら国や市町村等と連携して進める。特に、河川敷や道路敷等の整備は地域だけで対応することは難しいことから、各々の管理者と適宜情報共有を図りながら対策を実施する。

## イ 普及啓発

県から市町村に対し、緩衝帯整備の必要性や継続の重要性、実施手法等について情報提供を行う。

また、県と市町村が連携し、県民に対して誘引や人慣れの原因となる生ゴミ等の餌となるものの投棄防止等の呼びかけや、人身被害防止のためにイノシシに出会ってしまった時の対応などについて普及啓発を行う。

## (3) 被害防除対策

### ア 侵入防止柵の設置推進

柵による防除は、物理的にイノシシの侵入を遮断して被害を抑制することである。農地における農作物の被害防止や住宅敷地内への侵入を防ぐ際などに有効であり、特に農地における柵による防除は、農作物の被害の防止にとどまらず、繁殖を助長する栄養価の高い食物の供給を絶つことにもつながる。

柵には電気柵、ワイヤーメッシュ柵、波板トタン柵、ネット柵などがあるが、期待できる効果、設置・維持管理の手間、コストなどについて、それぞれ長所・短所があるため、現場の条件に合わせて総合的に判断して、選択する必要がある。設置にあたっては、わずかな違いで効果が大きく左右することから、すでに公表されている技術マニュアル（復興庁 HP：「福島県避難 12 市町村イノシシ被害対策技術マニュアル」）等を参考にする。

また、複数人または集落単位で取り組む方が高い効果を生み、かつ効率よく実施できることから、地域単位での柵の設置を推進するとともに、柵の導入に当たっては国の交付金などの活用も図っていく（例：農作物の被害対策には農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金など）。

県は市町村等とともに、効果的な侵入防止柵の設置を一層推進し、適切な維持管理が図られるよう指導・助言を行う。

## イ 普及啓発

県と市町村が連携して、県民に対し柵設置の効果やイノシシの習性等の周知を行い、イノシシ対策に対する意識を高める。

<sup>13</sup> 集落周辺の環境を住民、市町村、専門家等で点検すること。

また、廃棄農産物、野菜クズの投棄防止や、放任果樹の適正処分などについて農業協同組合等の協力の元、普及啓発を行う。

#### (4) 個体群管理

##### ア 捕獲

6(3)アで述べたように、現在イノシシの個体数は抑制された状況にあると考えられる。しかし、イノシシは自然増加率<sup>14</sup>が高く、捕獲圧が低下すると個体数の回復も早いことから、引き続き適切な捕獲圧をかけていくことが必要である。

第3期計画では、ベイズ推定<sup>15</sup>により平成30年度の推定生息数を54,000～62,000頭と試算し、年間25,000頭以上を捕獲目標と定め、捕獲を進めてきた。

本計画での捕獲目標の検討にあたり、環境省で生息数推定に用いているハーベストベースドモデルを基本とした階層ベイズモデル<sup>16</sup>による生息数の推定を試みたが、豚熱の影響を推定に反映させることは困難であるため、現状においては信頼できる推定値を出すことは難しい。

そのため、豚熱による影響はあったにしろ、年間25,000頭以上の捕獲によって個体数の抑制が達成できたことから、第3期計画の捕獲目標を継続し、本計画においても年間25,000頭以上を捕獲目標とする。ただし、今後の捕獲数や農業被害、各種モニタリングの変化によって、計画期間中であっても柔軟に見直していくこととする。

なお、捕獲は有害捕獲（予察捕獲<sup>17</sup>を含む）、個体数調整捕獲、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲、狩猟の4つによるものとし、以下に記載する「イ 捕獲体制の維持・強化」及び「ウ 捕獲の効率化」によって目標達成を目指すものとする。

##### イ 捕獲体制の維持・強化

5(4)で述べたように、狩猟者の高齢化が進んでおり、捕獲体制の維持・強化が急務となっている。

県では、狩猟者確保に向け、平成25年度より狩猟免許試験の回数を3回から5回に増やし、休日を中心に試験を実施してきたほか、平成29年度より将来の野生鳥獣被害対策を担う人材として、新規の狩猟者を対象とした育成研修を実施するなど、新規狩猟者確保に向けた取組を行ってきたところである。

今後の捕獲体制の維持、さらなる強化に向け、以下の対策を実施する。

##### (ア) 補助者制度の活用

福島県第13次鳥獣保護管理事業計画において定めたとおり、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる」としている。

---

<sup>14</sup> 出生率から冬季や栄養不良による死亡率を引いた値（任意の地域の個体数が、捕獲なしで1年間で何倍に増加するかを示す値）

<sup>15</sup> ある時点の生息数を基に自然増加率と捕獲数から生息数を推定する手法。なお、自然増加率は国が毎年示しており、年度間及び同一年度間でも幅がある。

<sup>16</sup> 個体数と相関がある捕獲数や狩猟者登録数当たりの捕獲数等の指標と、これまでの研究で範囲が推定されている自然増加率等の生態情報を活用して、統計解析から個体数を推定する手法。

<sup>17</sup> 有害捕獲の中に位置づけられ、発生した被害に対処するために実施される通常の有害捕獲とは異なり、被害が恒常的に発生している地域において、被害の前後の時期も含めて捕獲すること。

特に狩猟免許所持者の高齢化や減少等によって、捕獲を担う人材が減っている地域においては補助者制度を活用し、地域ぐるみで自己防衛的な対策を行うことを推進する。

(イ) 農業従事者の免許取得・技術向上の推進

農業被害を最小限に抑えるためには、防除のための対策はもちろんだが、被害が起こったときにすぐに対応できることが望ましい。また、狩猟免許所持者の高齢化や減少により、今後、捕獲を担う人材が減少していくことが想定され、現在の捕獲体制のままでは限界が来ることは想像に難くない。

そのため、農業被害の当事者である農業従事者自身の狩猟免許取得を推進するための研修会や捕獲技術の向上に向けた研修会を開催し、自己防衛力の向上を支援する。

(ウ) 若手狩猟者の育成

引き続き将来の野生鳥獣被害対策を担う人材として、新規の狩猟者を対象とした育成研修を実施するなど、新規狩猟者確保に向けた取り組みを行っていく。

(エ) 指定管理鳥獣捕獲等事業の継続

有害捕獲、個体数調整捕獲及び狩猟で不足する捕獲数については、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して捕獲圧を高めていく。

(オ) 狩猟による捕獲の推進

猟期に実施される狩猟については、県内全域を対象に、イノシシの狩猟期間を1ヶ月延長し、11月15日から3月15日までにする措置を継続する。

(カ) くくりわなの直径の制限(12cm)の緩和

阿武隈川以東の地域については、ツキノワグマの錯誤捕獲の可能性が低いことから、引き続きイノシシの狩猟について、くくりわなの輪の直径の制限を12cmから15cmに緩和する。

ただし、近年は阿武隈川以東においてもツキノワグマの出現が見られることから、生息状況についての情報収集に努め、生息状況に応じて緩和措置の廃止については福島県野生鳥獣保護管理検討会(事項別検討会(ツキノワグマ))において検討する。

**ウ 捕獲の効率化**

捕獲者の高齢化が進んでいる現状においては、限られた労力の中で対策をしていかなければならないため、いかに効率的に捕獲をしていけるかが重要となる。

捕獲の効率化を図るため、以下の対策を実施する。

(ア) 加害個体及び集落出没個体の捕獲強化

農業被害及び生活環境被害を減らすため、加害個体及び集落出没個体の捕獲を強化する。

(イ) 捕獲者の技術向上

状況に合わせたわなの選び方や効果的な設置の方法など、研修会等を開催

することで捕獲者の技術向上を支援する。

(ウ) 痕跡密度等の情報共有

モニタリングによって収集した痕跡密度等の情報をマップ化し、狩猟者等に公開することで、密度の高い地点の捕獲圧を高める。

(エ) ICT機器を活用した捕獲の効率化・省力化

センサーカメラ等のICT機器を状況に合わせて活用し、加害個体の特定や動向の把握、見回りの軽減等、捕獲の効率化及び省力化を図る。

## (5) 人材育成

### ア 専門職員の育成・確保

地域によって各種対策の進み具合や捕獲体制、豚熱感染の有無や感染時期、地理的条件等が異なるなかで、地域の実情に応じた管理を進めていくためには、地域に密着したコーディネーターの役割を果たす専門職員の配置や、その育成が重要である。

そのため、県では市町村等が専門的知識を有する「市町村専門職員」の採用・配置を支援するとともに、原発事故により当初避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）が設定された12市町村（以下、「避難12市町村」という。）においては、県が配置する「避難地域鳥獣対策支援員（復興支援員）」により、市町村の対策を側面支援していく。

### イ 集落や地域のリーダー育成

集落や地域ぐるみの効果的な対策を推進するため、県は市町村と連携し、地域住民や市町村職員等を対象に集落や地域のリーダー育成研修会を開催することで集落や地域で中心となって取り組む人材を育成する。

## 9 エリアごとの対策

現在の捕獲実績から読み取れる密度分布構造からは、以前から、いわき地方、県北地方に分布の核が存在し、高密度になりながら、県中地方・県南地方、さらには会津地方へと個体の分布が広がっている状況が読み取れる。

また、避難12市町村については、いまだに避難指示区域が残っているなど、特殊な状況が続いていることから、引き続き国、県、市町村が広域連携を行いながら、対策を講じていく必要がある。

県内におけるイノシシの生息状況はエリアによって異なってくることから、以下のとおり大きく3つのエリア分けを行い、「エリアごとの特徴」を踏まえ、地域の実情に応じた効果的な対策を講じていく（図15）。

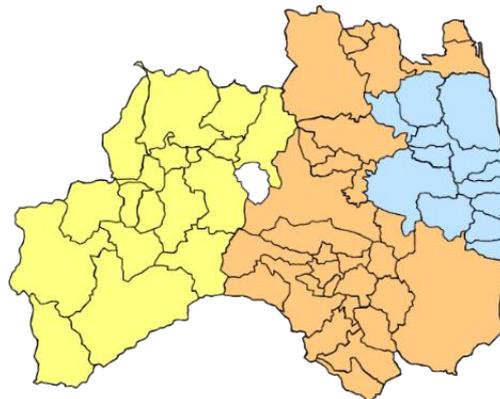


図15 対策エリア区分図

エリア	特徴	具体的な対策
避難 12 市町村 	依然として避難指示区域が設定されているなど、特殊な状況であり、国、県、市町村が広域連携により対策を推進しなければならないエリア	○帰還困難区域： 帰還困難区域では引き続き、環境省が区域内の捕獲を実施し、高密度化を防止する。 ○帰還困難区域以外： 解除になった特定復興再生拠点区域を含め、市町村が被害防止計画に基づき、地域の実情に応じた対策を行う。また、広域的な視点での対応が必要な場合は、県がサポートを行う。
中通り・浜通り地域（避難 12 市町村を除く） 	恒常的に農作物被害等が発生しているエリア	○被害の軽減を図るため、地域毎の状況の把握に努めながら、実情に応じた環境整備や被害防除対策を実施し、捕獲も組み合わせた効果的な被害対策を推進する。 ○捕獲体制の強化のため、若手狩猟者の育成等に積極的に取り組む。
会津地域 	従来イノシシの生息が報告されていなかった、あるいは少なかったエリア	○イノシシの生態や被害の特徴等について住民の認知を高めるとともに、イノシシ捕獲に対応できる捕獲者の確保、育成を進める。

## 10 計画の実施体制

本計画の推進にあたっては、地域住民はもとより、幅広い関係者の理解と協力を得ることが不可欠であり、そのための実施体制や各々の役割を整備することが重要である。

県や市町村、農林業団体等の関係機関が、実施体制や役割を共有し、相互に連携・協力して各施策を推進する。

特に被害対策は、状況によって地域ぐるみでの対策が必要になることから、地域住民が積極的に参画するような仕組みを構築し、サポートしていくことが重要である。

### (1) イノシシの管理に関する関係機関の主な役割

#### ア 行政機関

##### 【県】

- ・ 第二種特定鳥獣管理計画の策定
- ・ 年度別実施計画の策定
- ・ イノシシ被害防除対策等に係る各種会議の取りまとめ
- ・ 保護管理検討会の開催
- ・ モニタリング調査（捕獲等データ収集含む）の実施、取りまとめ、情報公開
- ・ 市町村及び県民に対する獣害対策についての普及啓発
- ・ 市町村が実施する対策等の経費的・技術的支援
- ・ 対策実施状況や被害状況等の把握及び情報提供
- ・ 地域に密着した専門職員や新規狩猟者の確保・育成
- ・ 捕獲の効率化に向けた各種事業の実施
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ・ 大学等と連携した調査研究
- ・ モデル地域等を対象とした対策の実施

【市町村】

- ・市町村イノシシ保護管理事業実施計画、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の策定
- ・モニタリングにおける必要な情報（捕獲データ）の収集・提供
- ・地域住民に対する鳥獣害対策等の指導、普及啓発
- ・捕獲隊・鳥獣被害対策実施隊等による有害捕獲、個体数調整捕獲の実施
- ・育成された市町村リーダー等の対策指導者の活用
- ・被害対策の実施
- ・県実施事業への協力

【国・近隣県】

- ・モニタリングにおける必要な情報の提供
- ・国有地や河川・道路管理者（国）の範囲における被害対策の実施

イ 行政機関以外

(ア) 情報管理

【県民】

- ・県及び市町村が実施する調査への協力

【猟友会・狩猟者】

- ・県及び市町村が実施する調査への協力(出猟カレンダーの提出、ヒアリング等)

(イ) 生息環境管理

【県民】

- ・自己所有地（農地・里山林等）の適正管理
- ・生ゴミや放任果樹等の適正処分
- ・地域での緩衝帯整備への協力

【その他（河川・道路管理者、土地所有者等）】

- ・所有する部分に係る適正管理

(ウ) 被害防除対策

【県民】

- ・自己所有地（農地等）の対策及び適正管理
- ・地域での侵入防止柵設置及び適正管理への協力

【農業団体等】

- ・農業者等が行う対策の支援
- ・普及啓発
- ・県及び市町村が実施する事業への協力

(エ) 個体群管理

【県民】

- ・地域の捕獲体制への協力

【猟友会】

- ・市町村が実施する有害捕獲への協力
- ・狩猟の安全確保に関する取り組みや技術研修等への協力
- ・狩猟捕獲の促進
- ・捕獲技術の継承

- ・捕獲技術の向上

【狩猟者】

- ・捕獲の担い手として、県または市町村等の要請に基づく必要な措置の実施

【農業団体等】

- ・農業従事者の免許取得に向けた県事業への協力

【認定鳥獣捕獲等事業者】

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業等の捕獲への協力

(オ) 人材育成

【県民】

- ・鳥獣対策への理解を深める
- ・狩猟免許の取得

(カ) その他

【大学、専門家（学識経験者）等】

- ・対策技術の研究・普及
- ・対策に係る指導・助言
- ・モニタリング結果や計画等への助言等

## 11 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

本県では、原発事故の影響で、イノシシの肉から国の基準を超える放射性セシウムが検出されたことから、国より県内全域を対象に出荷制限の指示がされ、県北地域と相双地域には摂取制限の指示がされており、現在も継続している。

本来、捕獲したイノシシの肉を自家消費する、あるいは地域資源として活用することは重要なことであり、県としては、引き続き、イノシシの肉に含まれる放射性セシウムについてモニタリング検査を実施していくとともに、国のガイドラインにおいて示された出荷制限解除の考え方にに基づき、準備や検討を進めていく。

## 12 その他イノシシ管理のために必要な事項

### (1) 錯誤捕獲の防止

指定管理鳥獣捕獲等事業や個体数調整捕獲の実施、狩猟期間の延長、阿武隈川以東の地域でくくりわなの直径を 15cm 以内とする制限緩和等に伴い、イノシシ以外の鳥獣について錯誤捕獲の発生が高まる可能性がある。錯誤捕獲が生じた場合には放獣が原則となるが、そもそも錯誤捕獲が生じないよう、錯誤捕獲の可能性が高い時期及び地域についてはわなの設置等を控えるなどの対応が必要である。

特にツキノワグマやニホンカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲するおそれのある場合には、地域の実情や出没状況を踏まえながら、わなの形状（脱出口付きの箱わなの使用など）、餌による誘引方法等の工夫（米ぬか等の使用を控えるなど）に加え、設置場所の変更も含め検討し、錯誤捕獲を防止することとする。

なお、錯誤捕獲が発生した場合には、再発防止に役立てるため、錯誤捕獲の発生状況についての情報を収集することとする。

### (2) 箱わなの推進

本県におけるイノシシのわな猟に用いられる箱わなについては、重量があることや設置には車の乗り入れが可能な場所に限られるため、利用しにくい点はあるものの、群

れごと一度に捕獲することができること、農地や人家周辺の捕獲ではくくりわなよりも安全であることから、引き続き、農地周辺や人家周辺での捕獲に関しては、箱わなの積極的な使用を推奨する。

### (3) 鳥獣保護区における捕獲

鳥獣保護区は多様な生物の生息を守るため、狩猟期間の捕獲を禁止する地域であるが、鳥獣保護区に生息するイノシシにより甚大な農業被害等が発生し、被害防除対策を実施しても被害を軽減することが困難な場合には、鳥獣保護区においても許可捕獲を実施することはやむを得ないと考えられ、本県においても捕獲を行っている地域がある。

### (4) 狩猟期間の延長に伴う事故・違反の防止

狩猟期間の延長に伴う事故・違反の防止を図るため、狩猟者に対して安全な狩猟や狩猟マナーの向上について研修やきめ細かい指導を行うとともに、警察と連携して取締を実施する必要がある。また、地域住民やハイカー、農林業関係者等にも、広く注意喚起を促すことも重要である。

### (5) 捕獲個体の適切な処分

イノシシの捕獲が増加する中で、埋設地不足や焼却等の際の解体負担が大きいなど、処分についての課題が顕在化してきた。県では、引き続き、市町村等がその地域の実情にあった処理方法を選択できるよう支援等に取り組んでいく。

### (6) 関係者との連携による市街地出没時の対応

市街地等への出没が想定される市町村においては、緊急時に県民の安全を図るため速やかに対応することができるよう、県が作成した「福島県ツキノワグマ等市街地出没対応マニュアル各市町村策定用ひな形」を基に市街地出没対応マニュアルを整備し、関係者との連絡体制や対応方針を定めることが必要である。